様式第２号

配置予定技術者調書

商号又は名称　○○○○（商号又は名称を記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所の専任技術者の氏名 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配置予定技術者の氏名のふりがな | |  |  |
| 配置予定技術者の氏名 | |  |  |
| 生年月日 | |  |  |
| 法令による資格・免許  （資格の名称、取得年月日、登録番号など） | |  |  |
| 申請時における他工事の従事状況等 | 工事名 |  |  |
| 発注機関名 |  |  |
| 従事役職 |  |  |
| 工期 |  |  |
| 本工事と重複する場合の対応措置 |  |  |

（注）

　１　建設業法施行規則第3条に定める専任技術者証明書様式第八号（1）若しくは様式第八号（2）又は建設業法施行規則様式第１号別紙４の写しを添付すること。

２　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者となる配置予定技術者を記載すること。申請時に１人に特定できない場合は、複数の予定技術者を記載すること。

　　なお、３人以上の配置予定技術者を記載する場合は、本様式を複数枚提出することとし、契約日までに１人を選択すること。

配置技術者の変更は、監理技術者制度運用マニュアルを基本とし、延岡市が認める場合に限り変更できるものとする。また、契約締結時及び契約後において、本調書で記載した配置技術者以外への技術者変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。

３　建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に定めのあるとおり、本工事については構成員全てが工事現場に専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなくてはなりません。専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することです。ただし、監理技術者にあっては、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する監理技術者補佐を専任配置する場合は、兼務可能です。また、原則として、営業所の専任技術者を配置することはできません。

４　配置予定技術者の保有する資格又は免許等を確認することができる資格者証又は合格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。（平成28年6月1日以降に交付された監理技術者資格者証については両面の写しを提出すること。）

５　配置予定技術者が、従業員であることを確認できる書類として次のいずれかの書類の写しを添付すること。

ア　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（日本年金機構が発行するもの）

イ　住民税特別徴収税額の決定・変更通知書

ウ　従業員であることを確認できるものとして延岡市が認める書類

６　申請時における他工事とは、現在施工中の工事のことをいう。

７　従事役職とは、現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者のことをいう。

８　本工事と重複する場合の対応措置の欄には、手持工事の引渡し（完了検査等）日が本工事の開札日以降となる場合にその対応等を記入すること。（例：本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため、本工事に従事可能など）